

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要

内閣府沖縄担当部局

◇改正内容：沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため、内閣総理大臣による特定駐留軍用地跡地の指定及び特定駐留軍用地跡地内の土地の買取りの協議等に関する制度を創設する。

◇施行日：平成27年3月31日

1. 特定駐留軍用地跡地の指定

➢ 特定駐留軍用地であって、返還後も公有地の拡大が必要と認められるものを、知事の申出に基づき指定

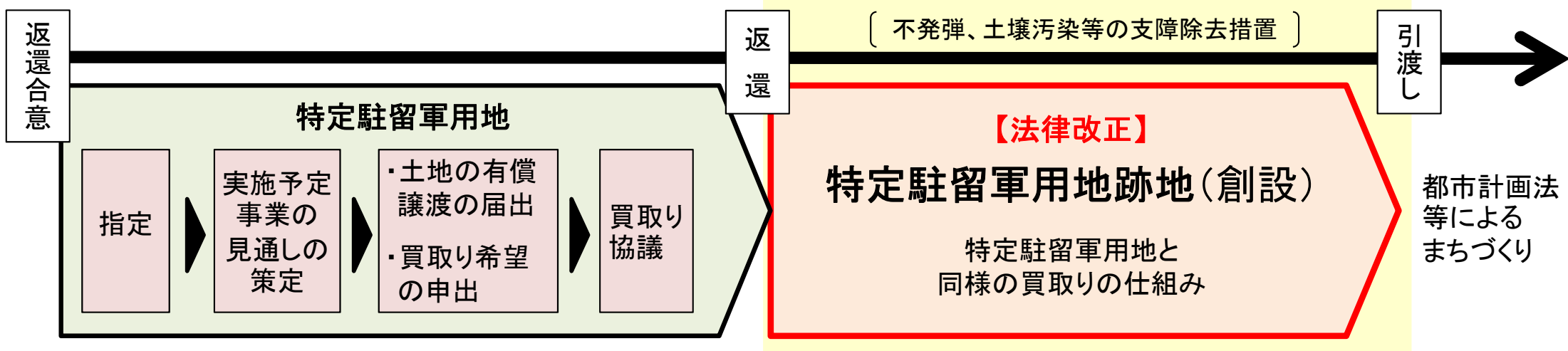
2. 指定の解除

➢ 先行取得が十分に進んだ場合等は、知事の申出に基づき指定を解除
➢ 全ての土地が所有者に引き渡された場合には、指定を解除

3. 特定駐留軍用地に関する規定の準用

➢ 特定駐留軍用地内の土地の買取りに関する規定を準用

(注)併せて、対象となる土地の面積要件を緩和：200㎡以上(条例等で100㎡)⇒100㎡未満も可能に【跡地法施行令の改正】



平成27年度税制改正事項／特定駐留軍用地跡地についても譲渡所得の5千万円控除の特例措置を適用【関係政令の改正】